

叙勲候補者の要件について

1 候補者の選考に当たっては、市区町村において、長く地域に根ざした活動を行い、功績顕著な者であって特に叙勲することが適当と認められる満70歳以上の者を選考すること。また、選考に当たっては、次のいずれかに該当する者を対象とすること。

(1) 地域の自治会の長として、在職年数が20年以上である者、かつ、地縁による団体功労者として、総務大臣表彰（又は自治大臣感謝状）を受賞している者

(2) 地域の自治会の長としての在職年数が15年以上であって、他の公職歴（地方議会議員、各種行政委員会委員など）における功績を通算して地域の自治会の長としての在職年数が20年以上である者と同等と認められる者、かつ、地縁による団体功労者として、総務大臣表彰（又は自治大臣感謝状）を受賞している者

※ (2)の要件により推薦する候補者については、内閣府賞勲局との事前協議が必要となるため、様式1、勲章審査票Bに加え、履歴書及び団体規模調書（単位自治会・他の公職歴等）の提出を行うこと。

他の公職歴については、原則として勲等評価の対象となる経歴を対象とすること。

また、連合組織の会長の歴については、他の公職歴と同等の経歴として年数に加算する必要がある場合には、提出期限前に相談すること。

2 候補者はもちろんのこと、候補者が自治会以外の団体等に所属している場合、当該候補者が所属する団体等についても慎重に調査することとし、国民感情にそぐわない者、例えば、罪を犯した者、犯罪容疑者、経営上欠陥のある企業の関係者、社会的不道德等である者等は除くこと。

特に、候補者又は関係する法人等について、訴訟が係属中である場合、最近になって、警察官又は検察官の取調べを受けた場合、刑の確定があった場合、公正取引委員会による取調べを受けた場合、同委員会の審決等を受けた場合、その他、栄典環境上問題となる事実が新聞又は週刊誌に報道された場合等については、特に慎重に調査検討すること。

なお、調査に当たっては、地元紙はもとより、インターネットなどを活用し、幅広い情報収集に努めること。

3 過去に緑綬（災害救助活動によるものを除く）、黄綬、紫綬（オリンピック等スポーツ競技によるものを除く）又は藍綬を受章した者については、褒章受章後5年以上経過していること。

また、自治会長として藍綬褒章を受章した者については、原則として叙勲の候補者として上申できないので留意すること。

4 他省庁の功績に係る勲等が双光章以上であり、かつ、他省庁から上申可能な者（例：消防団、公立学校教員、民生・児童委員、保護司、農業委員会、商工会関係者 など）については、候補者から除外すること。

5 以下の項目に該当する候補者については、推薦要件を満たすことを慎重に見極める必要があることから、たとえ優先順位の高い推薦であっても令和7年秋の候補者として取り扱うことがある。

(1) 現時点で在職年数が20年に満たない現職の自治会長

(2) 総合評価候補者（上記1(2)に該当する者）

(3) 受章環境事前協議対象者（別紙2に該当する者）